

尾道市長 様

申請者 氏名

住所

住居・勤務地等変更届出書

年 月 日付けで交付申請した内容について、変更があったので、尾道市就職学生支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

変更内容	<input type="checkbox"/> 居住地 <input type="checkbox"/> 勤務地 ※該当するものを <input checked="" type="checkbox"/> 又は <input checked="" type="checkbox"/> と記載してください。		
変更日（居住地）	年	月	日
変更日（勤務地）	年	月	日
変更前の居住地	〒		
変更後の居住地	〒		
変更前の 勤務地	企業名		
	住所	〒	
変更後の 勤務地	企業名		
	住所	〒	

(1) 次の場合には、尾道市就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、交付額の全額又は半額の返還を請求します。

【全額】

- ・就職学生支援事業補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したこと、居住又は就業の実態がないことが判明した場合
- ・就職学生支援事業補助金の申請日から1年以内に就職学生支援事業補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
- ・就職学生支援事業補助金の申請日から1年以内に尾道市に転入しなかった場合（申請時に既に尾道市に住民票がある場合を除く。）
- ・就職学生支援事業補助金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）
- ・転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満の間に尾道市以外の市区町村に転出した場合

【半額】

- ・転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に尾道市以外の市区町村に転出した場合

(2) 尾道市就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、尾道市就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入検査を行う場合があります。報告及び立入検査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものとみなし、(1)に定める返還請求を行う場合があります。

(3) 尾道市は、居住や就業の実態を確認するため、必要があると認める場合には、住民票を確認し、雇用企業に就業実態の確認を行う場合があります。確認の結果(1)に該当することが判明した場合も返還請求を行います。